

かつらぎ町高齢者補聴器購入助成事業

補聴器の購入費用の一部を助成します



聴力機能の低下に伴い、日常生活に支障がある高齢者に対して、高齢者の社会参加及び地域交流を支援するため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

対象者

以下のすべての要件を満たす方

- ① かつらぎ町内に住所を有する **65歳以上**の方
- ② 町税及び各種保険料に滞納がない方
- ③ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ④ 聴力レベルが以下のいずれかの基準を満たす方
 - ◆両耳の聴力レベルが 40dB 以上 70dB 未満の方
 - ◆片耳の聴力レベルが 40dB 以上で耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を認めた方
- ⑤ 過去に本事業の助成を受けていない方



助成内容

助成上限額

30,000円

※購入額が助成上限額に満たない場合は購入額(千円未満切捨て)
※片耳型、両耳型問わず上限 30,000 円

助成対象機器

補聴器 1 台の本体費用

※**管理医療機器**として認定された補聴器のみ(集音器は対象外)
※診察料、検査料、文書料、修理費用等は**対象外**

※**申請前に購入した補聴器は対象外**です。

* 申請方法は裏面をご覧ください *

【お問い合わせ・提出先】 かつらぎ町役場 福祉介護課 社会福祉係
☎ 0736-22-0300 内線 2069
(平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

申請から助成までの流れ

①申請書を取得

- 配付場所
- かつらぎ町役場 福祉介護課 2番窓口
 - かつらぎ町ホームページ

②耳鼻咽喉科の受診

申請書に必要事項を記入し、耳鼻咽喉科で申請書下部の「医師の意見欄」に記入を受け、オーディオグラム等の聴力検査の結果が分かるものを取得してください。

※診察料、検査料、文書料等は自己負担となります。

③補聴器販売店等で「見積書」を取得

補聴器販売店等で補聴器の相談や視聴を行い、購入予定の補聴器の見積書（金額、補聴器の型番が分かるもの）を取得してください。

④町へ申請

- 必要書類
- かつらぎ町高齢者補聴器購入費助成申請書
(医師の意見欄に記載があるもの)
 - オーディオグラム等
 - 見積書

申請受付 令和8年4月27日(月)から

⑤交付決定通知書の受領

申請後、助成が決定されると、町から「決定通知書」と「助成金請求書」を郵送いたします。

⑥補聴器購入(領収書を取得)

決定通知書が届いてから、補聴器販売店等で補聴器を購入し、領収書（金額、補聴器の型番が分かるもの）を取得してください。

⑦町へ請求

- 必要書類
- かつらぎ町高齢者補聴器購入費助成金請求書
 - 領収書
 - 助成金振込先口座が確認できるもの(通帳の写し等)

⑧助成金の支払 指定の口座へ助成金を振り込みます。